

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	第1	1	(5)		建設等JV	建設等JVの施工形態（甲型、乙型）は異業種JVであるため、事業者の提案範囲にしていだけないでしょうか。	甲型とします。
2	3	第1	1	(8)		事業者の収入	「市は、建設等JVに対して、対象施設の設計・建設業務に係る対価（撤去設計及び撤去業務に対する対価を含む。以下同じ。）を市が指定する年度あたりの上限額の範囲内で支払うものとする。この年度ごとの支払額は、該当する年度の出来高の10分の9を超えることはできないが、施設の引渡し時には、残額をすべて支払うものとする。」と記載されていますが、年度の出来高については事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	市が指定する年度あたりの上限額の範囲内であれば、年度の出来高については事業者提案によるものとします。「市が指定する年度あたりの上限額」については参加資格審査結果の通知日以降に示す予定です。
3	3	第1	1	(7)	注釈 1	設計・建設期間	短縮期間について、短縮可能な制限はありますでしょうか。	現時点では、短縮期間に制限はありません。
4	4	第2	2			選定スケジュール	要求水準書（案）の公表が実施方針（素案）では1月中旬でしたが、実施方針（案）では2月中旬となっており1か月見直されています。提案書類の提出期限は11月中旬のままです。提案検討期間を確保するために提案書類の提出期限についても12月中旬に見直していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
5	4	第2	3	(1)	ア～キ	応募者の構成	実施方針（素案）での質問と重複しますが、建設等JVの構成員については任意（甲型、乙型）でよろしいのでしょうか？	No.1の回答をご参照ください。
6	4	第2	3	(1)	ア	建設等JV	建設等JVの「甲型or乙型」については応募者の任意で設定できるようご検討をお願いいたします。	No.1の回答をご参照ください。
7	6	第2	3	(3)	イ	建設等JV 構成員の分野別参加資格	2023年12月26日公表の実施方針（素案）に関する質問等の回答No.40における建設等JV構成員に共通の参加資格に関して「JV構成員の少なくとも3社は、宇部市内に本店がある法人であり、特定建設業の許可を受けていることとありますが、山口県知事の許可でもよろしいでしょうか。」との質問に対し、「ご理解のとおりです。」と回答されています。この回答から、建設企業の参加資格に関して、「建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類（土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械器具設置工事）について、同法に基づく特定建設業の許可または山口県知事の許可を受けていること。」になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	8	第2	4	(7)	ウ	著作権	「市が本事業の公表等に関し、必要と判断した場合は、無償で使用できるものとする。」と記載されていますが、公表する場合は使用目的及び使用方法について応募者と協議し、承諾を得てから公表していただける理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	16	第7	2			議会の議決	「財源確保について、令和6年6月の宇部市議会にて債務負担行為の設定に関する手続きを行う予定である。」と明記ありますが、議会承認後に予定価格を公表される考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。議会承認後に予定価格を募集要項等に示します。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
10	17	別紙 1				別紙1リスク分担に関する基本的な考え方 No. 6 法令 No. 24 事業の中止・延期 No. 36 測量・調査 No. 38 計画変更 No. 42 設計完了遅延 No. 44 設計費用増大 No. 52 工事費用の拡大 No. 54 建設の遅延及び未完	各質問のリスクの内容において、「上記以外のもの」の場合のリスク負担が事業者側となっていますが、不可抗力によって各リスクが顕在する可能性も考えられますので、事業者側のリスク分担範囲を「事業者の帰責事由によるもの」とご変更いただけないでしょうか。	変更はいたしません。なお、不可抗力については共通の不可抗力が該当します。
11	17	別紙 1			6	法令	事業者でコントロールできることではないので、注1の扱いとしていただきたい。	変更することは考えておりません。
12	17	別紙 1			7.8	許認可	市が取得すべき許認可と事業者が取得すべき許認可について具体にお示し頂けないでしょうか。	提案内容により事業者が判断するものと考えております。
13	17	別紙 1			18	別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方	「第三者賠償」について、「計画降雨以上の降雨によって生じるもの」とありますが、計画降雨量は募集要項等に示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	開示済資料（事業計画書）に示していますが、計画降雨強度は55mm/hです。
14	17	別紙 1			20	物価変動	労務単価に対する変動も考慮して頂く考えでよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
15	17	別紙 1			24	事業の中止・延期	2023年12月26日公表の実施方針（素案）に関する質問等の回答No. 74におけるリスク分担表No. 24（事業の中止・延期）のリスク分担が事業者になっていることに関して「「上記以外によるもの」は事業者負担となっていますが、市の帰責事由によるもの以外の全てをリスクを事業者では負担できないため、事業者帰責事由によるもののみ事業者負担として頂けないでしょうか。」との質問に対し、「変更することは考えておりません。」と回答されています。 市の帰責事由によるもの以外の全てのリスクを本事業の事業者が分担しなければならない合理的な理由をご教示願います。 事業者が分担すべきリスク項目は可能な限り具体的に記載していただき、現時点で不透明なリスクを事業者側に全て負担させる記載を避けていただけないでしょうか。	当事業は、設計から建設までを一括発注するDB方式を導入し、技術提案型のプロポーザル方式により、民間事業者の創意工夫やノウハウ、最新技術等を求める事業となっています。そのため、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考え方にに基づきリスク分担を決めています。リスク項目については提案内容により決まるものと考えます。
16	17	別紙 1			24	事業の中止・延期	必ずしも事業者側の帰責にはならないので、注2の扱いとしていただきたい。	変更することは考えておりません。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
17	17	別紙 1			24	事業の中止・延期	事業者の帰責事由にもよらないものについては、(注2)としていただけないでしょうか。	No. 16の回答をご参照ください。
18	18	別紙 1			35	測量・調査	調査が技術的にできない範囲においては貴市の負担とのことですが、実施方針(案)別紙1、No.48には、「地中埋設物に起因する本事業の中断、遅延、費用の増大」についても、合理的に推察できないものは貴市の負担とあります。既存の地下埋設物調査等において把握できないものは貴市の負担として考えて宜しいでしょうか。	施工時までの事前確認・調査等において把握できないものについては、ご理解のとおりです。
19	18	別紙 1			36	測量・調査	設計時に地質調査を実施すると思われれます。その時に開示情報と乖離があった場合に必要となった計画の変更に伴う工事費の増減は変更対象としていただきたい。	基本的には変更対象としますが、提案内容によっては協議事項となります。
20	18	別紙 1			36	測量・調査	事業者による地形・地質調査に関するものは、事業者の負担となっておりますが貴市による地形・地質調査では想定できない地層の変化、土質定数の変更、局部的な礫や支障物の発見等による本事業の中断、遅延、費用の増大等については、貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。	No. 19の回答をご参照ください。
21	18	別紙 1			38	計画変更	必ずしも事業者側の帰責にはならないので、注2の扱いとしていただきたい。	変更することは考えておりません。
22	18	別紙 1			38	計画変更	2023年12月26日公表の実施方針（素案）に関する質問等の回答No. 86におけるリスク分担保表No. 38(計画変更)のリスク分担保が事業者になっていることに関して「「上記以外の計画変更」は事業者負担となっておりますが、市の帰責事由によるもの以外の全てリスクを事業者では負担できないため、事業者帰責事由によるもののみ事業者負担として頂けないでしょうか。」との質問に対し、「変更することは考えておりません。」と回答されています。 市の提示条件、指示及び判断の不備・変更によるもの以外の全てのリスクを本事業の事業者が負担しなければならない合理的な理由をご教示ご教示願います。 事業者が負担すべきリスク項目は可能な限り具体的に記載していただき、現時点で不透明なリスクを事業者側に全て負担させる記載を避けていただけないでしょうか。	No. 15の回答をご参照ください。
23	18	別紙 1			42	設計完了遅延	2023年12月26日公表の実施方針（素案）に関する質問等の回答No. 87におけるリスク分担保表No. 42(設計完了遅延)のリスク分担保が事業者になっていることに関して「「上記以外によるもの」は事業者負担となっておりますが、市の帰責事由によるもの以外の全てリスクを事業者では負担できないため、事業者帰責事由によるもののみ事業者負担として頂けないでしょうか。」との質問に対し、「変更することは考えておりません。」と回答されています。 市の計画条件等の変更による設計変更の発生、設計期間が延長するもの以外の全てのリスクを本事業の事業者が負担しなければならない合理的な理由をご教示願います。 事業者が負担すべきリスク項目は可能な限り具体的に記載していただき、現時点で不透明なリスクを事業者側に全て負担させる記載を避けていただけないでしょうか。	No. 15の回答をご参照ください。

芝中ポンプ場再構築事業 実施方針（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
24	18	別紙 1			42	設計完了遅延	必ずしも事業者側の帰責にはならないので、注2の扱いとしていただきたい。	変更することは考えておりません。
25	18	別紙 1			44	設計費用増大	2023年12月26日公表の実施方針（素案）に関する質問等の回答No. 88におけるリスク分担表No. 44（設計費用増大）のリスク分担が事業者になっていることに関して「「上記以外によるもの」は事業者負担となっていますが、市の帰責事由によるもの以外の全てリスクを事業者では負担できないため、事業者帰責事由によるもののみ事業者負担として頂けないでしょうか。」との質問に対し、「変更することは考えておりません。」と回答されています。 市の計画条件等の変更による設計変更の発生、設計費が増大するもの以外の全てのリスクを本事業の事業者が負担しなければならない合理的な理由をご教示ください。 事業者が負担すべきリスク項目は可能な限り具体的に記載していただき、現時点で不透明なリスクを事業者側に全て負担させる記載を避けていただけないでしょうか。	No. 15の回答をご参照ください。
26	18	別紙 1			44	設計費用増大	必ずしも事業者側の帰責にはならないので、注2の扱いとしていただきたい。	変更することは考えておりません。
27	19	別紙 1			52	工事費用の増大	必ずしも事業者側の帰責にはならないので、注2の扱いとしていただきたい。	変更することは考えておりません。
28	19	別紙 1			54	建設の遅延及び未完	必ずしも事業者側の帰責にはならないので、注2の扱いとしていただきたい。	変更することは考えておりません。